

第五十八回
帝國議會
貴族院

關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記録第二號

昭和五年五月十日(土曜日)午前十時十八分開會

●委員長(公爵一條實孝君) 只今ヨリ委員

會ヲ開キマス、前回ニ引續キマシテ、何カ御質疑ガゴザイマスカ……御質疑ガ終リタモノト認メマス、討議ニ移リマス

●子爵八條隆正君 關稅ノ政策ニ關スル件トカ或ハ又關稅定率法ニ付キマシテモ、其改正ノ方法及ビ一定ノ權限ヲ大藏大臣ニ委任スルトカト云フヤウナ點ニ付キマシテハ、或ハ論議ノ餘地ガアラウト思ヒマスガ、今回ノ關稅定率法ノ此改正ハ、極メテ一部分ノ改正デアリマス、其内容モ極メテ簡單ナルモノデアリマス、而シテ今日ノ時期ニ於テ、適當ナコトト考ヘマスカラ、私ハ此政府ノ原案ニ贊成ヲ致シマス

●田村新吉君 四百三十二號ノ「セメント」ニ對スル輸入稅ヲ輕減セントセラルルノハ、關稅審議會ノ決議ニ基カレタヤウデアリマスガ、同審議會デ審議シタ時ト今日トハ、銀ノ下落等ニ依リマシテ、市況ハ少カラズ變化シテ居ルト思フノデアリマス、今回ノ改正案ヲ見マスルニ、現行輸入稅每百斤ニ付キ三十錢トアルヲ十五錢ニ減セントスル

ノデアリマス、現行支那產ノ「セメント」ノ市價ハ、横濱著マデノ諸費用ヲ加算シタモノデ、日本内地產ノモノノ價ニ比シテ、每百斤ニ付テ十四錢八厘、支那產ノ方ガ安イノデアルト云フコトハ、政府委員ニ於テモ御承知ニナッテ居ルコトデアリマス、本案ノ如ク輸入稅ヲ十五錢ニ引下ゲル、産業發達國產獎勵ノ爲ノ關稅ガ百斤ニ付テ僅カニ二厘ト云フコトニナルノデアリマス、支那「セメント」ヲ輸入スル場合ニ、僅カ費用ヲ二厘減ジマシタナラバ、關稅ノ效果ハナクナッテシマフノデアリマス、ソレデ審議會デ決議セラレタ時ト今日トハ、左様ナ差ガ生ジテ居ルノデアッテ、斯ノ如キ改定ハ現狀ニ照シテ當ヲ得タモノデアルト考ヘルコトガ甚ダ困難デアルノデアリマス、併シ又思ヒ廻ラシマス、我國ニ於ケル生産費ハ、今後尙ホ幾分減ズルデアラウト思ヒマス、又支那ノ銀ノ下落ハ、今後餘リ多ク其餘地ガアルマイト思ハレルノデアリマス、ソレニ尙ホ關稅ノ爲ニ物價ヲ高カラシメテ居ルト云フコトハ好マシカラスコトデアリマスカラ、是等ノコトヲ思ヒ合セテ、私ハ原案ニ贊成スルモノデアリマス、併シ申上ゲテ置キタイコ

トハ、將來若シ輸入品ノ爲ニ内地製品ガ壓迫セラレルヤウナ徵候ガ見エマシタ時ニハ、速カニ再ビ改正セラレルコトヲ希望イタシマス、尙ホ一言申シタイコトハ、今後關稅審議會ニ於テ決セラレタコトデアッテモ、法律ト爲ス場合ニ、既ニ狀況ガ變化シテ居ルモノハ、法律案ヲ提出セラルル其當時ニ適當スルヤウニ改訂シテ提出セラレンコトヲ希望イタシテ、本案ヲ贊成イタシマス

●藤田四郎君 本案ニ付キマシテハ、私モ大體ニ於テ異論ゴザイマセヌ、唯今日ノ場合ニ於キマシテ多少ノ益モアリマセウガ、大シタ害モナイデアリマセウガ、ト云フ案ヲ御出シニナッタノハ、特別議會ト致シマシテモ、特別議會ナラバ特ニ重要ナモノヲ出スト云フモノデアリマシテ、或ハドウカト思フヤウナコトモゴザイマスルガ、若シ御出シニナルト云フヤウナラバ、モウ少シク殖産興業ニ付テ大ニ將來ニ望ヲ屬スベキモノトカ、或ハ改正スルトカ云フヤウナコトニ付テノ案ヲ御出シニナルコトヲ希望シテ居タノデアリマスガ、時期モ無カッタカモ知レマセヌガ、此案議會ニ於テ御調査ニナルト云フコトニナルト、兎角ドレニモ觸ラヌヤ

ウナモノガ出ルト云フヤウナコトニナリ易イモノデアリマスカラ、元來關稅ノ如キモノハ、甲ニ好ケレバ乙ニ惡イト云フヤウナ譯デアリマスカラ、是ハ大藏省ニ於テ責任ヲ持ッテ十分ノ御調査ヲナサレテ、將來我國ハ即チドウ云フ關稅政策ヲ執ルベキモノデアルトカ云フヤウナ大目的カラ案ヲ御立テニナッテ、改正ヲセラルルヤウニ致シタイト思ヒマス、無論其案ガ皆ニ好イト云フ譯ニハ到底行カヌノデアリマスカラ、甲ニ好ケレバ乙ニ惡イ、乙ニ好ケレバ丙ニ惡イト云フコトハ免レヌノデアリマスカラ、將來日本ノ發達、殖産興業ノ上ニ於テ、何レヲ擇ブカト云フコトヲ、大ニ大活眼ヲ以テ御調べニナッテ、多少ノ反對ガアッテモ或ハヤルトカ、ヤラストカ云フコトヲ、或ハ實際是ハ農業政策上トカ、是ハ工業政策上トカ云フヤウナモノニ付テ、多少ノ衝突ガアルモノデアリマスカラ、ソコハ一ツ政府ニ於テ十分御決心ヲ以テ御調査ニナッテ提案ヲセラレテ、此我國ノ現狀ニ合フヤウナ所ノ案ヲ、此次ニ御出シニナルヤウニ希望シタイノデアリマス、ソレダケノコトヲ希望イタシマシテ本案ニ贊成イタシマス

●委員長(公爵一條實孝君) 八條子爵、田

村君、藤田君、何レモ御賛成デ、多少ノ御希

望ガアリマスヤウデアリマスガ、本案ヲ可

決スルコトニ御賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマ

ス

〔總員起立〕

●委員長(公爵一條實孝君) 全會一致ト認

メマス、是デ本案ハ可決セラレマシタ、茲

デ尙ホ皆サンニ御諮リ致シマスガ、今田村

君、藤田君ノ申サレタコトヲ、委員長カラ

報告ニ添ヘルダケデ、別ニ此委員會デ希望

ト云フヤウナコトニ致シマセヌデ宜シウゴ

ザイマスカ

●田村新吉君 宜シウゴザイマス

●藤田四郎君 宜シウゴザイマス

●委員長(公爵一條實孝君) ソレデハ左様

ニ致シマス、之ヲ以テ閉會イタシマス

午前十時二十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵一條 實孝君

副委員長 志村源太郎君

委員

子爵八條 隆正君

男爵近藤 滋彌君

藤田 四郎君

室田 義文君

政府委員

大藏省參與官 勝 正憲君

大藏省主稅局長 青木 得三君

大藏書記官 飯田九州雄君

大藏技師 矢部規矩治君

上郎 清助君

田村 新吉君

貴族院關稅定率法中改正法律案特別
委員會議事速記録第一號正誤

頁段 行 誤 正

一三 一三 大正 昭和
七一 八 上野 上郎